

ペットは正しく飼いましょう

犬・猫等に関する苦情が増えています

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。マナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。

犬の飼い主の方へ

散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。

飼養施設を常に清潔にして、周辺環境や犬の健康に配慮しましょう。

生後91日以上の子犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。

迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。

猫の飼い主の方へ

他人の家にフンや尿をしたり、車に上がつてキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢

手術をしましょう。

迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。

野良猫や野鳥などの野生動物への無秩序なエサやり行為は、生息数を増やすだけではなく、害虫などの発生や糞尿による悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情でエサを与えることは絶対にやめてください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物を遺棄・虐待すると法により罰せられます。

転居や病気、高齢等でペットを飼えなくなったら

親、兄弟、子どもや親戚等に譲渡するか、ペットの里親を募集して飼い主を探しましょう。

問い合わせ

生活衛生課生活衛生班

☎0820(79)1012



東京圏等移住支援金のご案内

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県から周防大島町へ移住し、就業・創業・テレワークをされる方へ支援金を支給します。これは令和8年4月1日以降の転入から適用します。要件は転入した時期によって多少異なりますが、転入後1年以内であれば申請が可能ですので、詳しくはお問い合わせください。

対象者（次の要件を満たす人が対象となります）

(1)移住元要件

東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県から周防大島町に転入した人

(2)仕事の要件

・創業の場合

やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること

・就業（一般）の場合

やまぐちジョブナビに掲載されている移住支援金対象求人就業していること

・就業（専門人材）の場合※₁

山口県が行うプロフェッショナル人材事業または内閣府が行う先導的人材マッチング事業を利用して

就業していること

・テレワークの場合

移住元での業務を引き続きテレワークで行うこと

・関係人口の場合※₁

町が規定する関係人口の要件を満たし、かつ町内で農林水産業に従事する、事業承継を行う、介護事業所等に有資格介護従事者として就職すること（※₁、東京23区内からの転入の場合のみ）

詳しくはお問い合わせください。

助成金額

(1)東京23区内からの転入の場合

単身…60万円

2人以上の世帯…100万円※₂

(2)埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県からの転入の場合

単身…30万円

2人以上の世帯…50万円※₂

※₂18歳未満の者1人あたりに(1)100万円、(2)50万円の加算が有ります

☎空家定住対策課 ☎0820-74-1033